

独立行政法人水資源機構営利根中央用水事業事後評価第三者委員会（第1回）議事録

○【事務局】

本日利根中央用水施設の現地調査をしていただき、皆様方、大変お疲れさまでございました。ただいまから水資源機構営利根中央用水事業に係る第1回事後評価第三者委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

開会に当たりまして、まず私のほうから第三者委員の方々のご紹介を改めてさせていただきたいと思っております。

（事務局 第三者委員紹介）

続きまして農林水産省農村振興局、関東農政局、独立行政法人水資源機構の出席者の紹介をさせていただきます。

（事務局 出席者紹介）

なお、本日は事後評価委員会の委員長が出席する予定だったのですが、業務の関係上、大変申し訳ありませんが欠席させていただいております。

皆様方、どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、当事後評価委員会の副委員長よりあいさつをお願いいいたします。

○【事後評価委員】

今ほど司会のほうから紹介がありましたように、委員長がどうしても急用で出席していただけないということで、かわりまして私のほうから一言御礼かたがたごあいさつをさせていただきます。

今日は、委員の皆様方には早朝から、また大変暑い中を現地調査をしていただき、また今から会議ということでご指導いただきますけれども、本当にありがとうございます。また、委員の先生方には、日ごろから水資源機構だけではなく、今日出席をしております農林水産省関東農政局、それから埼玉県の方もいろいろな事業運営につきましても大変お世話になっているということをお聞きしておりまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

今日は、利根中央用水事業の事後評価ということをお願いをしているわけですが、この評価につきましましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律及び農林水産省政策評価基本計画に基づきます政策評価ということで、各機関、国の公共事業をやっている機関は、すべてこの政策評価に取り組んでいるわけでございます。事業着手前に行います事前評価というのが1つありますし、また事業を着工してから5年経過ごとにチェックをしていくための再評価というのがございます。そして、本日もご審議をいただきます、事業完了後に5年を経過して、その事業の本来の成果が得られているかどうか、あるいは、この成果を踏まえて、今後どのようにしたらよいかというようなことをまた検討するための事後評価という位置づけになっております。

ただ、この政策評価であります、各省庁、各機関やり方は少々異なっている部分がありまして、本日お願いしておりますこの農業水利事業は、水資源機構の仕事であります、監督官庁であります農林水産省、そして事業主体であります水資源機構が一緒になって事後評価をするというよう要領に定められておりますので、本日関係の者が出席をさせていただいているというわけでございます。

本日は第1回目ということで、まずは現地を見ていただくということでございますけれども、本日のご審議、そして本日いただくご意見等を踏まえまして、約1カ月後になりますが、取りまとめ

のための第2回目の委員会をお願いしております。それらの結果を受けて、8月の末にはそれらの結果を公表するという運びになっております。

委員の先生方それぞれに大変お忙しい中、限られた時間でのご審議、ご意見を頂戴するというところで、本当に恐縮でございますけれども、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○【事務局】

それでは、本日の議事に入ります前に、まずお手元にお配りしております資料を、私の方から確認させていただきます。

クリップ止めにしてあるものを1冊机の上に置かせていただいているかと思いますが、まず配付資料の紙の下に議事次第をおつけしております。議事次第に従いまして、今、3番まで進めさせていただいております。その3枚目に委員名簿があります、その3枚めくった後に資料1ということでスケジュール、第三者委員会のスケジュールというのを1枚つけさせていただきます。その次に、ホチキス止めで資料2ということで、評価書(案)というのを様式に基づいて作っております。それから、資料の3ということで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてという紙が1枚ついております。資料4といたしまして、費用対効果分析の算定結果及びその前提となる総費用・総便益等の算定表というのが2枚紙ございます。あと、資料5といたしまして、事後評価基礎資料ということで、資料5というのがついていていると思います。

資料で何か不足等ございましたら事務局まで。

〔発言する人なし〕

○【事務局】

議事に移らせていただきたいと思います。

まず、1つ目の議事でございますが、委員長の選出ということで、第三者委員会の委員長を選出させていただくという必要がございます。通常でございますと、各委員の方々の互選により委員長をお決めいただくということになるかと思いますが、今回事務局の腹案といたしまして、委員をお願いしてはどうかという風に考えておるところなのですが、各委員の方々、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○【事務局】

特に異議はないということでございますので、委員に委員長をお願いしたいと思っております。委員長、大変恐縮です。委員長席のほうにお移りいただければと思います。

○【事務局】

それでは、委員長にお願いいいたしましたところで、以後の議事につきましては、委員長の方によりしくお願いいいたします。

○【第三者委員】

それでは、委員長を務めさせていただきたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思いますが、まず初めに議事の2、第三者委員会の運営についてという風にあります、それではこの件につきまして事務局のほうからご説明をいただけたらと思います。

○【事務局】

それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目といたしまして、この第三者委員会を公開するか否かということでございます。事後評価の趣旨といたしましては、事業実施の効用に関する検証を行い、その結果によっては必要な措置を講ずること、あるいは今後の類似の事業の実施・計画のあり方に反映すること、さらに事業評価制度自体の改善に資するということが挙げられております。これらの十分な成果を得るために、各委員の方々から率直なご意見をいただけるかによるものと考えております。

第三者委員会には、それぞれのご専門の分野の方々にお集まりいただいているところでございますが、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただくということで、よりよい方向性というものが示されるものだという風に考えております。

なお、平成16年度に実施いたしました機構営事業の利根大堰施設緊急改築事業の事後評価、それから平成17年度に実施いたしました豊川用水施設緊急改築事業の事後評価というのは、この点を考慮いたしまして、第三者委員会を公開しないという運営をされておりました。

それから、2つ目の点でございますが、第三者委員会の議事録公表する際、発言者の名を明記するか否かということでございます。委員会の開催後に議事録の概要と議事録そのものは公表するということになってございます。この議事の内容の透明性を確保する観点からも、発言者の名前を明記するという考え方もあるかと思えますし、一方では、その発言者の名を明記することになれば、自由な活発なご意見が得られにくいということも考えられると思えます。

先ほど申し上げましたように、できるだけ各委員の方々が制約のかからない形で、さまざまなご意見をいただくことが望ましいのではないかと考えております。このため、先ほどご紹介しました事業の事後評価につきましては、議事録には発言者名を明記せずに公表した経緯がございます。

なお、委員会議事録を各委員の方々にご確認していただく際には、お名前を入れた形で確認させていただくということになってございます。

以上、今年度の本事後評価第三者委員会を公開するか、それから議事録の発言者名を明記するかという、この2点につきまして、委員の方々のご審議をお願いいたしたいと思えます。

○【第三者委員】

どうもご説明ありがとうございました。

これは、こういう種類の委員会のごとき必ず問題になる点なのですからけれども、それぞれの組織といたしまして、行政単位でそれぞれの考え方を持っておられるということもありますし、組み合わせはいろいろありまして、まず公開の方につきましては、公開するというのと、公開しないというのが大きな分かれ道で、あと議事録の方は、まあ大体議事録も公開しないということは最近は余りな

いのですけれども、議事録の公開のときに発言者の名前を特定できるような形で入れるか、あるいは名前を、委員というくりだけにするのですか。

○【事務局】

だれが発言したかはわからないようにします。

○【第三者委員】

委員長と委員は区別しますか。

○【事務局】

区別はありません。第三者委員とします。

○【第三者委員】

以上のようなのですが、まずその公開の方ですが、いかがでしょうか。外から、公開を求める動きはあるのですか。

○【事務局】

特段ございません。

○【第三者委員】

では、今まで公開しないでやってきて、特になしということですから、今までどおり、公開しないということに進めることにさせていただきます。

次の点につきましてはいかがでしょうか。議事録ですが、委員とだけ記載するか、個々の発言者が特定できるような形で記載するかという点ですけれども、今までどおり発言者を特定しないということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○【第三者委員】

では、発言者を特定しないこととさせていただきます。

○【事務局】

ありがとうございました。

○【第三者委員】

それでは、次の議題ですが、第三者委員会の今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○【事務局】

資料1ご覧下さい。

本日5月23日に、第1回第三者委員会を開催しております。場所は、ここ利根導水総合事業所ということでございます。事後評価をする際には、この委員会と並列して関係者団体からの意見も聞くことになっておりまして、その点については別途事後評価委員会できりまとめる予定にしております。そういう手続を踏まえまして、6月27日に第2回の第三者委員会を開催したいと思っております。場所は、さいたま新都心の水資源機構本社で開催したいと考えております。本日の議題と第2回の議題を踏まえまして、十分ご議論をされたのであれば、2回を終了した上で事後評価書を取りまとめさせていただき、8月末までにホームページ等により結果を公表していきたいと考えております。ご審議がどうしてもままならない、再度というような話に仮になった場合においては、3回目もということも考えておりますが、できれば今のような予定の中でうまくやらせていただければと思っております。

それから、第三者委員会の議事要旨につきましては、各委員の方々にご確認をいただいてから公表し、議事録についても各委員にご確認させていただいた後公表させていただくことになってます。以上です。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明につきまして、何かご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○【第三者委員】

それでは、今のご説明のとおりに進めることで、この件は認められたということにいたします。

それでは、本題の議題になりますが、4番目の事後評価(案)について、資料説明及び質疑となりますが、まず内容についてご説明をいただいて、そして我々の方から質問をし、お答えいただくということにします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○【事務局】 それでは、事後評価(案)につきましてご説明をさせていただきます。

(資料をもとに事後評価結果を説明)

○【第三者委員】

詳細にわたるご説明、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、概ね40分ぐらいしかありませんが、できる限り効率的に質疑をしていきたいと思っております。

それでは、どなたからでもご意見をお願いします。

○【第三者委員】

最初に意見と質問を申し上げたいのですが、今総合評価のところ(1)の2段落目ですが、「農家戸数の減少や高齢化が見られるものの農業経営が安定するとともに」とくくられたのですね。こ

こは、大変詳細なご説明ですし、それから今日は大規模なパイプラインを使った現状を見せていただきまして、大堰のシステムが非常にうまく運営されていることは、今日の見学から理解できたのですが、この「ものの」というところが、そういう風に言ってしまっているのだからかなと思いました。

2点ありまして、1点は基礎資料の44ページの表の4の3なのですが、これは年間労働時間の比較の表ですね。どういう対象者のデータなのか、決して全農家ではないと思うのですが、そこは弁明があってしかるべきではないかと感じました。

ほんの細かいことですが、もう一つは今の私の疑問にかかわって、評価書の評価項目の1に地区の状況について説明していらっしゃるんですね。この地区の状況について説明されるときに、それが大堰の改修工事が原因となって、こういう地区の状況が得られているという風に一生懸命説明なさっているように聞こえたのですが、必ずしもそうは言えないと思います。例えば、大規模農家がこれだけ増えていると。でも、全体からいえば自給農家も、販売農家を含めて、面として地域を維持しているわけなので、その地区の状況のところは、評価項目に入っているといいとは思いますが、淡々と書かれたほうが、事業により整備されて、後の事業効果の発現状況ということとの対応関係が浮き出てくるのではないかと思いました。

以上です。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

基本的には総合評価に対して、この第三者委員会がどういう風に判断するかということになると思うのですが、最終的にはこの委員会というのは、この仕事をやって時間が経ったけれども、当初やったことがよかったか悪かったかと、一言で言うとこれを判断することになると思うのですね。つまり、過去にやったことが、当初の予定どおり機能しているとか、あるいはその後の推移を見ると、実はあのときにこんなことではなくてこんな風にしてあげればよかったとか、つまり過去やったことに対する評価をここでするというのを、基本的な考え方として明確に打ち出すほうがわかりやすいのではないかと。総合評価がかなり淡々と、一つ一つのことについて言っていますが最終的に総合的に考えてこれはよかった、あるいは悪かったと、明確にわかるような、最終的な書き方をさせていただいたほうがいいのではないかと。今のご質問とも多分絡むと思うのですが。

例えば、「農家戸数の減少や高齢化が見られるものの農業経営が安定するとともに」となっていますが、結局農家戸数の減少や高齢化が見られても何とかなっているのは、この事業のおかげなのかどうかという判断が必要なのではないかということですね。これは全体的なこの評価書の性格の問題ですので、もしご意見ありましたら、また後で委員の方々ご発言いただければと思います。

そのほかに何か。どんなことでも結構ですから、まず発言してください。

委員、いかがでしょうか。

○【第三者委員】

基本的な確認なのですが、例えばキュウリ、エダマメがふえたということが記述されておりますが、キュウリはハウス栽培かどうかその辺を確認をしたいのですが。

あと、農地がかなり減っていますが、例えば埼玉県あるいは群馬県の平均減少率に比べて低いと

かというような書き方をされておりますがそれは1つの事実かも知れませんが、やはり総体的に農地が減るということは大変なことだと思うのです。せっかく作っていただいた水利基盤、農地基盤であり、ベッドタウン化していくから減っていくみたいな書き方だと非常に残念に思います。ここ葛西用水などは再三お話の中に出てくるように江戸時代の開設とおっしゃっていますが、そういう連綿とした農家の営みの中に用水維持、稲作があり、また行政の支援があって確立されてきています。受益農地が単純に減っているということだけでなく、もっと農地潰廃を防ぐように考えていけなかなという感じはしました。

あと、農業の展開の方向で規模拡大化していくというのは、これはまあ基本方向だと思いますが、今の農業というのはそういう方向とともに農家自身の販売とか直販とか、加工とか、いろんな形態の農業があるわけですから、そういうものの姿が見えない感じがするのです。また、都市近郊で人口がいっぱい増えた、農地が減ったということは周辺に都市住民がいることにもなり、この人々と、ここの農業、あるいは水のかかわりみたいなものがもっと出ていい。地域住民アンケートの中で、いろいろ水路の景観・環境面といった多面的な機能が評価されたと言いますが、もっと積極的に地域住民が農業用水とかかわってくる。あるいは将来、地域環境資源に対してペイしていただくみたいなどころまで考えられないのか。せっかくこんなすばらしいものを作っていただいたのだから、そんな感じがしました。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。
委員、何かございますか。

○【第三者委員】

要するに一番知りたいのは、この事業をやってよかったかどうかということです。この水によって支えられる水田はどのくらい残っていて、次に水があった方がいい畑がどれくらいあって。農家戸数の減少というのは逆に大規模化が進んで、そこでの水使用が当事業によって担保されているのか、整理して分析されていないと判断しにくいです。

それとこの辺は首都圏近郊というのですか。「首都近郊」とか、「首都圏60キロ」とかではないかしら。

○【第三者委員】

わかりました。どうもありがとうございました。
では、委員。

○【第三者委員】

1つは、まだ完全に資料に目を通していなので書いてあるかもしれないのですが、この機構営事業が対象にしている地域の農業がどのくらい重要なものなのかということをもう少し示していただきたいという気がしました。ただ、両県、全体の統計、及び当該受益市町村の数値を引き比べて、伸び率がどうか、下がった下がり方が少なかったというような書き方をさせていただいているので、それはよくわかったのですが、群馬県が入ってしまうと邑楽用水路の市町が少な目になってしまう

ので、かえってわかりにくい。例えば埼玉県の中で、この地域の農業はこのぐらい大事なもので、それを集中的に守っていくということがどれだけ意義があるのかということを知りやすく説明していただければなという感じはいたしました。非常に大事なものを守っていく、または育てていく事業なのだということがわかれば、さらにもう少し国民的理解が高まるのではないかなという気はいたします。

それから、これは技術的な問題なので、細かいお話になってしまうのですが、費用対効果分析のやり方について、少しご質問させていただきたいと思います。先ほどご説明した資料でいうと4の2ページ目の4、年総効果額の総括のところ、資料5のほうでいいますと44ページになりましょうか、営農経費節減効果と維持管理費節減効果の部分につきまして、マイナスの値が出てくるところがございまして、それについてご説明は先ほどしていただきました。それを伺っているときには、なるほどという感じだったのですが、もう一度振り返ってみまして、やや疑問に感じたところがあります。それは、例えば資料4の2ページ目の維持管理費節減効果の説明に、「用水施設の整備を実施した場合にかかる現況の維持管理費に対して、実施しなかった場合には用水供給がなされないため、最低限の維持管理費しか必要となくなることによる維持管理費が増加する効果」と記載しています。実施しなかった場合には用水供給がなされない。全く水が流れないということイメージしているのだと思うのですが、本当にそうなのかこのシナリオを妥当性を少しご説明いただきたいと思うのですが。この事業が対象にしている施設は、このタイミングでもし事業をやらなかつたら、もうすぐだめになってしまって動かなくなるのではないという気がするのですね。何年後にだめになってしまおうと思うので、最後の費用対効果分析は40年ぐらいですかね。途中からばつとゼロになって効果が出なくなって運営できなくなってしまうというのはわかるのですが初めの段階から全部動かなくなってしまうというものではない気がいたします。

それは、この事業が対象にしている、その前にやった事業で建設して、耐用年数がどのぐらいなのかということにかかわってくるのではないかと思うのですが営農経費節減効果もセットになっていると思います。「用水施設の再整備を実施した場合にかかる用水管理費が、実施しなかった場合には用水供給がなされないため、用水管理費がかからなくなることによる、営農経費が増加する効果」。つまり、自分たちが頑張って水をとってこなければいけないから、すごく手間がかかって、そのコストアップの部分が云々という感じだったですかね。そこら辺のシナリオの設定の仕方について、もう少し追加的に、今の疑問に答えるような形でご説明いただければと思います。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

私のほうからは2点ほどあるのですが、1つはこの事業の担当している部分というのが、全体の、つまり下に国営事業、県営事業があって、全体の上流に位置する基幹部分だけをやっているわけですね。そのときの効果というものをどう考えるかどこかで示す必要があるのではないかと思うことが1つ。

それから、一番初めにも少し申し上げたのですが、この事業をどういう風にとらえるかということなので、もともとは合理化事業で、農業用水の水の使い方の合理化を図ること事態が目的というよりは、合理化をすることによって転用水量を生み出すことが目的であったと思います。都市用水に水を使ってもらえるようにするということが、実は大きな、一番大きな目的ではなかったかと思うのです。事業概要の書き方を見ても、純粋に何か農業用水の管理そのものを合理化すると

ということがまずあって、さらに農業用水の合理化によって生じる云々という書き方をしているのですが、このあたりはもう少し明確に記述すべきです。その当時ある程度進んでいた農地の転用があったけれども、農業用水施設は従前のおりであったから、農地転用があったにしても簡単には水が生み出てこなかったため、きちっと生み出るような形に保障することが目的であったと思います。あわせて地域農業がいろいろと展開していく中で対応できるようなものにすることであったと思うのですが、当初の事業目的として本委員会が始まる前から事業をやるときの目的というのがどういう風を書いてあったかという点をチェックしていただいて、少なくとも国民に対して、この事業評価を今の時期にやった結果、国民がなるほどそうかということが非常にわかりやすくなるような書式、あるいは形式を打ち出せたほうがいいのではないかと思います。そのほうが国民にわかりやすいのではないかと思います。

以上です。

○【第三者委員】

今の点は同感です。私も毎回思うのですが、都市住民がそれだけの歴史的な水を回してもらっているのだということを、いまだに誰も知らない。その事実をきちっと発信して、それをまず評価しなくてはいけないと思いますね。そのほうが素直だし、大事な水を余ったのではなくて、今おっしゃったように工夫をいっぱいして、農水側で水を回してあげたのですよ。水をあげることに貢献をしたということをもっときちっと出すとすごくわかりやすいと思います。

○【第三者委員】

どうもありがとうございます。

そのこと自体は、当時の事業の評価だと思うので現時点で評価をするということは、当初そういうつもりでやったことが、きちっと今も機能しているかどうかを書けばいいのだと思うのです。

○【第三者委員】

そう、当初の目的を一度押さえて、その上で当事業が農業のその後の展開にも対応して貢献していることを評価する。

○【第三者委員】

その方が素直ではないかと思います。

では、委員。

○【第三者委員】

その点に関しては、私が申し上げたことをもう一度繰り返し申し上げることになるのですが、大規模経営が可能になったということは、これは当初の目的が達成されたということになると思うのですね。でも、一方ではそうではない部分もたくさんある。そういう部分にも、多分この事業はプラスになった。ただ、ここに書かれているのは、大規模の経営が生まれてきて、そこで生産性が高くなっているということの評価しようとしていると思うので、評価書ではもっとそれを素直に出したほうが公正性が出るのではないかと思います。労働時間の話は、そうしたことです。

○【事務局】

事務局のほうから、少しご説明させていただきます。

問いをたくさん出していただいたので、整理しながら説明させていただきます。

○【事務局】

とりあえず数字のお話を言いますと、維持管理費の44ページ、労働時間ですが、事業実施前というのは、先ほど言いました手子林第2地区の圃場整備事業計画上の現況値ということで調査をしております。それが、人力で401時間の機械で119時間となっております。事後評価時点平成18年ということですが、これは隣の地区である手子林第3地区の事業計画の現況値ということで、比較して書いてございます。

○【第三者委員】

一般的にこういう比較した場合は同じ対象なので、隣だから同じとみなせるというような注記をいただいたほうがいいと思います。

○【事務局】

わかりました。

それから、委員のほうからご意見いただいているのは、大規模経営だからという目的だけではないという説明をいただいたと思います。

○【第三者委員】

そうではなくて大規模経営が可能になったということが事業の達成のメルクマールだという風に、この評価書の説明を聞いていて思いましたので、そのことをはっきりストーリーとして出されたほうが公正なのではないでしょうか。

○【事務局】

明確にしたほうがいいということですか。

○【第三者委員】

はい。

○【第三者委員】

よろしいでしょうか。大規模経営化というものが新しい政策の柱として出てきましたが当初合理化事業をやるときにそこまでは考えていなかったと思います。きちっとした基本的な水の供給というものを実現するというところだけを考えていたのですが新たにそういう政策が入ってきて、そういう動向が入ってきた。政策としてなくてもいいのですが、そういう動向があったときに、この事業をやっていないならば、そういうことは実現できなかったでしょうというのが重要な点なのだと思うのです。この事業があってすばらしい水利システムをちゃんと整備したから、こういう動向にも対応できているのではないのでしょうかということですね。それによって、この仕事の社会的な重要性というものを打ち出すことができると思います。

○【事務局】

今委員長にまとめていただいたようなお話ですが今ここでは、先ほど委員からもご指摘あったように、地域を大きくとらえてみたり、まぜこぜでとらえてみたりして、統計を比較しているようなところが、淡々と書いてあるようなところがあるものですから、今おっしゃったお話は、その経過の中で大規模化という政策があって、この事業がどう対応したかというようなことをちゃんと評価書に書くべきだというお話だと思いますので、検討してみたいと思います。

○【事務局】

基礎資料の22ページに農業生産の動向ということで出していますが、22ページに群馬県、埼玉県、両方の計画がございます。群馬県のほうでいきますと、事業実施前は圃場と用水路の整備による水田の汎用化と機械化推進と、米、麦作の高品質高収益経営というところがございますが、事業実施後は、やはり今の動向と同じ担い手への優良農地の集積ということですから、多少農振計画も変わってきていると思います。埼玉県のほうは、それに加えてブランド化というようなことから、背景には、収益性の高い農業経営の確立ということがあります。こうしたことが、先ほど基盤整備を通じて進められるというような書きぶりを記載するのかなと感じました。

○【事務局】

それから、キュウリとエダマメがハウス栽培ではないかと委員から話がありましたが。

○【事務局】

キュウリにつきましては、施設栽培だけでなく露地栽培も入ったうえで、特にこの埼玉県北部と、群馬県側もそうですが、キュウリの生産地がかなり増えてきておりまして施設栽培だけでなく露地もあるということです。

○【事務局】

あと、委員から首都圏近郊の点について質問がありましたが勉強させていただきたい。

○【事務局】

あと、費用対効果分析につきましてご説明できますか。

○【事務局】

我々は一事業の評価でやっていますが、基本的には農水省全体の評価と横並びをとりつつつというところもありますので、評価手法自体はある程度横並びをとっています。今の考え方でいきますと、施設がいつ壊れるかわからないという状況の中でいつ壊れるのだということをどこまで精度を上げるのか、それとも事後評価時点を壊れる時期、ちょうど耐用年数が尽きた時期であると想定して割り切って、作物生産効果は、水が行かなくなったことによる効果を積み上げる。一方で、営農経費節減効果と維持管理経費節減効果は、水が行かない場合はその分の費用は計上しないという割り切りで、やらせていただいているということです。本来ですと、施設によっては、もう少しもつとか、もたないとか検討すると思うのですが。

○【第三者委員】

そうすると、これは農水省の基本的なやり方だというのですか。

○【事務局】

基本的にはそうです。

○【第三者委員】

委員は農水省のやり方をどうするかを検討した方だと思いますので、どこかでもしかすると齟齬が起きているかもしれません。

○【第三者委員】

確認ですが、このやり方は完全に更新事業の評価のやり方ですね。更新時期が来て、今、改修をやらないとこの地域の農業がつぶれてしまうから事業を実施しようとなる。そのときの想定すべき、「なかりせば」のシナリオとは、全く水がない状態でどう農業をやっていくかということだと思うのですが、この再編事業をやったときには、まだ更新時期は早いけれども、少し早目に手当てをして合理化事業を行って、より一層社会的な意味のある活動も取り込んでいきたいと思いますという感じのもので、ずばり更新事業の手法を初年度の部分から当てはめてしまっているのかというのが、疑問に思った次第です。

あと数年たったら非常にまずい事態になるから、まさに更新効果ですね。更新効果の手法は適用されると思うのですが時間の差があるのではないかというのが、私を感じたところなのです。

○【第三者委員】

それでは、これについてはまた後ほど事務局のほうで検討していただくということによろしいですか。

○【事務局】

はい、わかりました。

先ほど国営事業と県営事業と末端事業とそれから機構事業全体で事業化してそのうち上流だけをこの事業でやっているが、その効果の考え方はどうなっているかとの質問でございますが、今回費用対効果分析を計算している方法は、今言った設備投資にかかったすべてのコストを足し合わせて、全体の事業投資した上で効果がどれだけ出たかという計算なので、全部の事業を見えています。そうしないと、この事業がどこの部分を役割分担したかということが逆に明確に説明しづらいという部分がございますし、費用対効果分析の手法としてございますので、今回の総費用総便益比1.12という出し方はそういう出し方をしております。

○【第三者委員】

そういうことになりますと、例えば国営事業の評価をすると全く同じ数値が出てくるということになるのですね、基本的には。

○【事務局】

そうですね。ただ、評価する時点がずれてきますので、それに従ってベースになる要因がずれてきますので全く一緒ではありません。

○【第三者委員】

その点だけが違うということで、基本的には全部一緒だということですね。はい、わかりました。それはどこかで記述してありますか。

○【事務局】

ここには、確かに関連事業をリストアップしているだけです。

○【第三者委員】

一言でいいから、そういうことは触れておくといいかと思います。

○【事務局】

わかりました。

○【第三者委員】

基本的には国民に向いているのですよね。国民にわかってもらうということですので、国民にわかりやすい表現をとっていただきたい。

○【第三者委員】

ここを担っている人は、認定農業者以外に集落農業とかいろいろありますが、そういう記述が若干少なかったかなというような感じをしています。あと農地・水・環境保全向上対策、これは非常に地域ぐるみ、あるいは市民ぐるみでできる可能性がある事業だし、こういうものを積極的に進めていくべきと思います。ましてや農業用水再編事業は都市近郊で実施され、今、日本農業が食糧問題で揺れていて食料や農業について関心が高まっている折ですから、ぜひこういう都市近郊で水田農業が大いに学べるようになればありがたいと思います。

またそういうことを発信する必要があります。この地域は平坦地で、初めてこの地に来た人はその場所がどこかわかりにくい。同じ茶色のフェンスが続いているが、例えば橋のところに、ここは葛西用水、ここは邑楽用水とかなじめるような標記でもあれば発信の1つになるかなと思います。邑楽用水の立ち寄った場所で、ここに空き缶をポイするな、水資源機構、大泉警察署とあったが、ああいう権威的なことはやめていただきたいと思います。用水路をもう少し大事にしましょう、とか地域住民に話しかけて地域のみんなで守っていくという風にしなければ、本当に地域の中の農業用水とはならないような感じがいたします。これは、地域側と住民側の努力も必要かなという感じがします。

ここを今回見せていただいて、葛西用水路の二連化は、上流の羽生領島中領用排水路土地改良区と下流の葛西用水路土地改良区との和解というのでしょうか、うまく連携されたというのは、歴史的なことではないかなと思います。そして、受益者アンケートでも水配分に苦情も出ていないというようなことが書いてありますが、本事業の目的である都市用水への転用、農家への水配分・用水

確保がなされたということであると思います。この事業はもっともっと地域の人なりに知っていただきたいし、単なる農業用水再編事業ではなく日本の社会、あるいは稲作社会の中で重要な意味のある事業であるという感じがしました。

と同時に、この事業が始まる前の話として、葛西用水あるいは見沼代用水にしても、地域の用水として存在してきたわけです。今日はかんがい期で、代かき、あるいは田植えの時期で水がたくさんありました。これが非かんがい期の冬には通水されず水が消えるわけです。この基礎資料を読むと、冬期の河川・用水路の水環境悪化に対して農業用水路を活用した冬季環境用水の要請には、平成5年度から冬季の試験通水を取り組み、今後さらに効果推進に向けて関係機関とともに進めていくと記述されているが、弱いですね。冬水確保は利根大堰ができ、埼玉合口事業がスタート以来、重大な社会的課題となってきた。ここは全国第1号の農業用水再編地域、農業用水として全国のモデルになっていくと思うのです。ぜひ、冬期の環境用水を充実させていく、積極的に確保していくという記述を入れていただくというのが大事ではないかなと思います。そうすれば、もっと農業用水に地域も市民も触れ合っていけるというような感じがします。それから、言葉として、例えば、ここは中川流域の云々とかという、そういう地名のことも入れていただきたいですね。そういう言葉が、地名があれば地域の理解が進む感じがいたします。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

もう余り時間がないのですが、今のは要望とありますが、これからどうしてほしいかという点ですね。もうほとんど時間がないのですが、この第三者委員会の中には、今後どうしたらいいか、どうしてほしいかという側面もありますから、そのことについてももし何かご発言になりたい委員があればどうぞ。

これは、委員あたりあるのではないかと。

○【第三者委員】

この評価は農水側から見なければならぬのかもしれませんが、もっと広い視点で見ることができる重要な事業ではないかと思います。例えば、この流域はもともと水の地帯だったわけで、川だって農地から排水された水を水源にしているし、そういう環境を後世に引き継ぐために幹線用水路を用意したのだと言えば、それでいいと思う。農地面積が減ったとか増えたとか、それは一過性のものかもしれないのです。

本来の水循環系を維持しつつ、都市に多少協力し、都市をそばに置きながら、今は農地が減っても将来、この一帯の土地利用としてふさわしい水田が復活するかもしれない。だから本来の水循環系を維持しておく。このためにこの事業は貢献した。それでないと、今、農業政策は小麦や大豆転換を奨励していて、私なんかは市民農園で米づくりをやっていると農協幹部から米は止めろといわれ、農家からは私たちが水田転換を強いられているのに市民が米を作るのかと言われ、畑や植木に替えた農家も増えて、用水はいらないと言い出している。しかし低湿地で、水位も高くよい畑作物はできないし、植木も根ぐされするし、いまや植木も売れない。こういう状況で当事業を評価するには、もっと大所高所から見なければいけないと思うのですが。

○【第三者委員】

余り考えがまとまっていないのですが、先ほど来から申し上げているのは、高齢化とか、それから今申し上げた農地面積が減っていくということに対してはどのような事業を対応されていくのか、どんな取り組みをされていくのかということに期待したいと思います。

○【第三者委員】

よく水路があると魚がいるとか、いろんな植物があると生物多様性の確保が課題として出てきます。今回の評価では、その辺の評価づけみたいのはどの辺に、どういう展望をされているのでしょうか。花とかいっぱい植えた水辺、あるいは桜並木とかいろいろあり、それは大変よいことなのですが、あれだけの流量が早く流れているところでは生物多様性確保はなかなか難しいのでしょうか。

○【事務局】

水資源機構営ということで、かなりユーザー負担というものを意識した整備をしているため、効率主義の水路が中心にならざるを得ない中でも、本日、見ていただいた会の川合流工などに、流速が緩やかになる地域があり、ワンドを形成するなど、可能な範囲で生態配慮を実施している状況にあります。事業当初には魚床ブロックのようなものも設置をしたりしておりますが、どこまで効果が上がっていくのかというのは、ハード的にはどうなのかなと。ソフト的な面では、先ほど言いました冬期の環境用水を流すことで貢献をしていきたいと考えております。

○【事後評価委員】

利根中央事業がスタートした時は、ちょうど冬水の議論が最盛期になっていまして、冬水の協議会をつくったとき、 $1\text{m}^3/\text{s}$ からスタートしておりまして、今や $10\text{m}^3/\text{s}$ になりました。それも、栗橋流況がいいときだけで、かなり年間通水量、日々断水する時期も多かったですね。今言われた魚床ブロックを作ったのは、水がないとやっぱり魚は生きていけないものですから、連続して流すということが非常に大事だと。流量も大事かもしれないけれども、連続して流すということが非常に大事だと。ようやくかれこれ15年たってきて、国交省の方も水質もよくなってきた、環境もやっぱり大事だよ、連続して流すことも大事だ、ということをややくわかっていただいて、河川管理の都合により止めたことはなく、機構の都合で、ゲートの調子が悪いから少し水をとめるというのは少しありましたが、埼玉県側は平成17年度から群馬県側は昨年度から連続して流すことになりました。

実際かなり連続して水が流せるようになってきたということで、この事業そのものも最初はそのままではなかったのですけれども、やはり事業途中、事業が終わってから、やはり変わってきたのかなと思います。これをもっと拡大していかなければいけないでしょうし、非常に大事なことだなと思います。

先ほど委員より発言がありました生態系の配慮について、機構施設は水路が大きく、水深も深いものですから、なかなかハード的には難しいですが、ソフト的な面で連続した流量を確保することは、我々も念頭に置いてやっていかなければいけないと思います。

○【第三者委員】

ここは、農業用水再編対策事業の第1号でもあるし、いろんな意味で注目されてくると思うのですよね。ぜひ生態系についてどこかで配慮していただくような書き方を入れてもらえればありがたいという風に思います。

○【第三者委員】

ここの魅力というのは、江戸時代から一枚一枚の田んぼにまで水を送るネットワークシステムというか、水の流れが構築されていて、この事業はそのための幹線をつくったわけですね。1枚の田んぼまで、県土の隅々まで水を送り届けることに意味がある。水はふんだんにあるわけではないので、途中水漏れされると末端に水が来ないから、水ネットワークが構築できない。少ない水を目的の田んぼに確実に送り届け、その先はそこで水漏れしたり、落水が河川を浄化したり、いろいろな効用がある。全体的な水ネットワークを見て、評価すべきと思います。

○【事後評価委員】

ご質問なりご意見に答えるということではないのですが、今日、各委員さんから貴重なご指摘をいただいたことをありがたく思っております。委員も何回も強調されていますけれども、私どももそのように考えておりますし、世の中に訴えたいというところは同じであります。ただ、この事業は、農業政策の一環として位置づけられているので、この限られた紙面の中で、どうしても国の農業施策に沿った形で表現してしまったところがあり、一般の人たちにはわかりにくいまとめ方になってしまっていると思います。

これまでの内部議論でも、首都近郊にあって、ここの地域の意味があるだろうとか、この広大な地域に水を流すこと自体に多面的な機能があるのだろうとか、歴史的な意味もあるだろうとか、そういうことは議論をしまいたったのですが、なかなか表現しづらいところもありまして、こういう形になってしまいました。今日は大所高所からご意見いただきましたので、もう一度検討させていただいて、できる限りわかりやすい、一般の人にもご理解いただけるような表現を工夫したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○【第三者委員】

それでは、大分予定時間を過ぎましたので、このくらいにさせていただきますして、また各委員で特に何かあれば、個別に事務局のほうに申し出るなり何なりということとさせていただきます。

では、議論に出ましたものは、事務局のほうで検討されて、また次回に最終案をつくるということで、今日のところはこれで打ち切らせていただきます。

最後にもう一つ、その他という議事がありますけれども、事務局のほうで何か。

○【事務局】

それでは、私のほうから繰り返しになりますが、本日の議事概要と、それから議事録につきまして、必ず公表前に各委員の方にメールあるいはファクスでご送付いたします。そのときに皆様方にご確認していただきますので、よろしく願います。

○【第三者委員】

それでは、議事のほうは、以上をもちまして終了ということにさせていただきます。

○【事務局】

本日は熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、利根中央事業の第1回第三者委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。